

別紙 1

傍聴要領

浦添市まちづくりプラン審査委員会

1 傍聴する場合の手続

受付等は特にございません。

入退室について、各団体と同時に入退室をお願いします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 審査会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 審査会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、審査会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 審査会において、団体に対する質疑に対し発言しないこと。
- (2) みだりに会場内を動き回らないこと。
- (3) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
- (4) その他、審査会場の秩序を乱し、又は審査の妨げとなるような行為をしないこと。

※団体のプレゼンテーションの応援（拍手等）を妨げるものではございません。